

# 官報

号外 昭和二十二年七月二十九日

## ○第一回 参議院會議録第十七号

昭和二十二年七月二十八日(月曜日)午前十時三十分開議

### 議事日程 第十六号

昭和二十二年七月二十八日 午前十時開議

第一 國會議法第三十九條第二項の規定による國會の議決に関する(行政調査部顧問)

第二 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

○副議長(松本治一郎君) 諸般の報告は御異議なければ朗読を省略いたします。

去る五日内閣総理大臣から、總理廳に設置せられていた新聞及出版用紙制当委員会の委員に左記の國會議員を充てることについて、國會議法第三十九條第二項の規定による國會の議決を得たい旨の要求があつた。

委員 赤松 常子  
同 赤木 正雄  
同 河崎 ナツ  
去る十日内閣総理大臣から、本年三月二十六日勅令第九十五号を以て公布された中央農地委員会官制第三條の規定

に基き、同委員会の委員に國會議員を充てることについて、國會議法第三十九條第二項の規定による國會の議決を得たい旨の要求があつた。

去る二十五日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、参議院議員赤松常子君、同赤木正雄君及び河崎ナツ君が新聞及出版用紙制当委員会の委員に就くことができることを議決し、その旨衆議院に通知した。

同日本院は、両院議員が中央農地委員会委員に就くこととできることを議決し、その旨衆議院に通知した。

同日本院は、両院議員が中央農地委員会委員に就くこととできることを議決し、その旨衆議院に通知した。

昭和二十年年度各特別会計歳入歳出決算 昭和二十年年度歳入歳出決算検査報告

○副議長(松本治一郎君) これより本日の會議を開きます。この際お諮りいたします。議員請假の申出があつております。堀内御君より病氣のため十一日間請假の申出があつております。許可いたすに御異議ありませんか。

○副議長(松本治一郎君) 異議ないと認めます。

○副議長(松本治一郎君) 本月二十五日、財政及び金融委員和田博雄君より公務のため委員兼任の申出がございました。許可することに御異議ございませんか。

○副議長(松本治一郎君) 異議なしと認めます。つきましてはその補欠として石川雅吉君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君) 日程第一、國會議法第三十九條第二項の規定による國會の議決に関する件、お諮りいたします。行政調査部の顧問に、衆議院議員松岡駒吉君及び本院議員川上嘉市君を充てる件でございます。念のために申し上げますが、議長は

本件を予め議院運営委員会に諮りまし  
たところ、同委員会においては本件に  
は反対である旨の決定がございまし  
た。討論の通告がございませう。木内四  
郎君。

〔木内四郎君登壇、拍手〕  
○木内四郎君 只今議題になつており  
まする國會議員を總理廳の行政調査部  
の顧問に當てることにつきまして、政  
府から國會議法第三十九條第二項の規定  
による國會の議決を求めて参ら  
れました件につきまして、議長から議  
院運営委員会にその意見を求められた  
のであります。そこで議院運営委員会  
におきましては慎重な審議をいたしま  
した。殊に本件につきましては、既に  
先般衆議院におきまして同意の旨の議  
決をされております次第でありませう  
るので、議院運営委員会におきまして  
は、その取扱については特に慎重を期  
したのでありますけれども、我々とい  
はしましては甚だ遺憾ながら衆議院  
と所見を異にいたしました。本件政府  
の要求には同意すべきものではないと  
いう結論に到達いたしましたのでありま  
す。そこでこの際我々が本件に同意い  
たし得る理由を一應申述べまして、  
御参考に供したいと思ひます。御承知  
のように國會議法第三十九條第二項にお  
きましては、議員は任期中別に法律で  
定められた場合を除く外は、官吏又は地方  
公共団体の吏員となることができない  
といふことを規定してあります。更に  
又第二項におきましては、議員はその  
任期中内閣行政各部における各種の委  
員、顧問、嘱託その他これに準ずる職  
務に就くことができない。但し、法律  
で定められた場合は國會の議決に基く場  
合は、この限りではない、といふこと  
を規定いたしておるのであります。而  
してこれらの規定を設けました理由  
は、三權分立の思想に基きまして、立  
法部と行政部との混淆を避けようとする  
趣旨に外ならないのであります。又  
この規定は同時に新憲法及び國會議  
法の他の規定と相俟ちまして、間  
接ではありますけれども、國  
會及び議員の地位と權威というものを  
旧憲法時代よりも一層これを高め、且  
つその自覚を促すところの意味をも  
含んでおるものとも考えられるので  
あります。而して本條の解釈につきま  
しては先般政務官の任命に關しまし  
て、既に衆議院議員選挙法第十條にお  
きまして、國會議員は政務官に就任し  
てもいいという規定があるにも拘わり  
ませう、國會議法第三十九條の趣旨に照  
らして、参與官はこれを任命しないこ  
とになつたのであります。又政務次官  
につきましても、近い機会に法律を改  
正してまでもこれを廃止することにな  
つておるやに傳へられておるのであり  
ます。即ち國會議法第三十九條の立法の  
精神から考えましても、又只今申述べ  
ましたところの政務官任命に當りまし  
て示された本條の解釈に鑑みまし  
ても、國會議法第三十九條第二項の但書  
の規定といふものは、この例外規定  
は、ルーズに解釈したり、又は適用す  
べきものでは断じてないと思はれるもの  
であります。ところが本院におきまし  
ては、既に先般衆議院官任命諮問委員  
会委員、公職選挙法審査基準諮問委員  
会委員、中央農地委員会委員等に國會議  
員を當てることにつきまして、國會議  
法第三十九條第二項の規定によること

合は、この限りではない、といふこと  
を規定いたしておるのであります。而  
してこれらの規定を設けました理由  
は、三權分立の思想に基きまして、立  
法部と行政部との混淆を避けようとする  
趣旨に外ならないのであります。又  
この規定は同時に新憲法及び國會議  
法の他の規定と相俟ちまして、間  
接ではありますけれども、國  
會及び議員の地位と權威というものを  
旧憲法時代よりも一層これを高め、且  
つその自覚を促すところの意味をも  
含んでおるものとも考えられるので  
あります。而して本條の解釈につきま  
しては先般政務官の任命に關しまし  
て、既に衆議院議員選挙法第十條にお  
きまして、國會議員は政務官に就任し  
てもいいという規定があるにも拘わり  
ませう、國會議法第三十九條の趣旨に照  
らして、参與官はこれを任命しないこ  
とになつたのであります。又政務次官  
につきましても、近い機会に法律を改  
正してまでもこれを廃止することにな  
つておるやに傳へられておるのであり  
ます。即ち國會議法第三十九條の立法の  
精神から考えましても、又只今申述べ  
ましたところの政務官任命に當りまし  
て示された本條の解釈に鑑みまし  
ても、國會議法第三十九條第二項の但書  
の規定といふものは、この例外規定  
は、ルーズに解釈したり、又は適用す  
べきものでは断じてないと思はれるもの  
であります。ところが本院におきまし  
ては、既に先般衆議院官任命諮問委員  
会委員、公職選挙法審査基準諮問委員  
会委員、中央農地委員会委員等に國會議  
員を當てることにつきまして、國會議  
法第三十九條第二項の規定によること

合は、この限りではない、といふこと  
を規定いたしておるのであります。而  
してこれらの規定を設けました理由  
は、三權分立の思想に基きまして、立  
法部と行政部との混淆を避けようとする  
趣旨に外ならないのであります。又  
この規定は同時に新憲法及び國會議  
法の他の規定と相俟ちまして、間  
接ではありますけれども、國  
會及び議員の地位と權威というものを  
旧憲法時代よりも一層これを高め、且  
つその自覚を促すところの意味をも  
含んでおるものとも考えられるので  
あります。而して本條の解釈につきま  
しては先般政務官の任命に關しまし  
て、既に衆議院議員選挙法第十條にお  
きまして、國會議員は政務官に就任し  
てもいいという規定があるにも拘わり  
ませう、國會議法第三十九條の趣旨に照  
らして、参與官はこれを任命しないこ  
とになつたのであります。又政務次官  
につきましても、近い機会に法律を改  
正してまでもこれを廃止することにな  
つておるやに傳へられておるのであり  
ます。即ち國會議法第三十九條の立法の  
精神から考えましても、又只今申述べ  
ましたところの政務官任命に當りまし  
て示された本條の解釈に鑑みまし  
ても、國會議法第三十九條第二項の但書  
の規定といふものは、この例外規定  
は、ルーズに解釈したり、又は適用す  
べきものでは断じてないと思はれるもの  
であります。ところが本院におきまし  
ては、既に先般衆議院官任命諮問委員  
会委員、公職選挙法審査基準諮問委員  
会委員、中央農地委員会委員等に國會議  
員を當てることにつきまして、國會議  
法第三十九條第二項の規定によること

合は、この限りではない、といふこと  
を規定いたしておるのであります。而  
してこれらの規定を設けました理由  
は、三權分立の思想に基きまして、立  
法部と行政部との混淆を避けようとする  
趣旨に外ならないのであります。又  
この規定は同時に新憲法及び國會議  
法の他の規定と相俟ちまして、間  
接ではありますけれども、國  
會及び議員の地位と權威というものを  
旧憲法時代よりも一層これを高め、且  
つその自覚を促すところの意味をも  
含んでおるものとも考えられるので  
あります。而して本條の解釈につきま  
しては先般政務官の任命に關しまし  
て、既に衆議院議員選挙法第十條にお  
きまして、國會議員は政務官に就任し  
てもいいという規定があるにも拘わり  
ませう、國會議法第三十九條の趣旨に照  
らして、参與官はこれを任命しないこ  
とになつたのであります。又政務次官  
につきましても、近い機会に法律を改  
正してまでもこれを廃止することにな  
つておるやに傳へられておるのであり  
ます。即ち國會議法第三十九條の立法の  
精神から考えましても、又只今申述べ  
ましたところの政務官任命に當りまし  
て示された本條の解釈に鑑みまし  
ても、國會議法第三十九條第二項の但書  
の規定といふものは、この例外規定  
は、ルーズに解釈したり、又は適用す  
べきものでは断じてないと思はれるもの  
であります。ところが本院におきまし  
ては、既に先般衆議院官任命諮問委員  
会委員、公職選挙法審査基準諮問委員  
会委員、中央農地委員会委員等に國會議  
員を當てることにつきまして、國會議  
法第三十九條第二項の規定によること

合は、この限りではない、といふこと  
を規定いたしておるのであります。而  
してこれらの規定を設けました理由  
は、三權分立の思想に基きまして、立  
法部と行政部との混淆を避けようとする  
趣旨に外ならないのであります。又  
この規定は同時に新憲法及び國會議  
法の他の規定と相俟ちまして、間  
接ではありますけれども、國  
會及び議員の地位と權威というものを  
旧憲法時代よりも一層これを高め、且  
つその自覚を促すところの意味をも  
含んでおるものとも考えられるので  
あります。而して本條の解釈につきま  
しては先般政務官の任命に關しまし  
て、既に衆議院議員選挙法第十條にお  
きまして、國會議員は政務官に就任し  
てもいいという規定があるにも拘わり  
ませう、國會議法第三十九條の趣旨に照  
らして、参與官はこれを任命しないこ  
とになつたのであります。又政務次官  
につきましても、近い機会に法律を改  
正してまでもこれを廃止することにな  
つておるやに傳へられておるのであり  
ます。即ち國會議法第三十九條の立法の  
精神から考えましても、又只今申述べ  
ましたところの政務官任命に當りまし  
て示された本條の解釈に鑑みまし  
ても、國會議法第三十九條第二項の但書  
の規定といふものは、この例外規定  
は、ルーズに解釈したり、又は適用す  
べきものでは断じてないと思はれるもの  
であります。ところが本院におきまし  
ては、既に先般衆議院官任命諮問委員  
会委員、公職選挙法審査基準諮問委員  
会委員、中央農地委員会委員等に國會議  
員を當てることにつきまして、國會議  
法第三十九條第二項の規定によること

合は、この限りではない、といふこと  
を規定いたしておるのであります。而  
してこれらの規定を設けました理由  
は、三權分立の思想に基きまして、立  
法部と行政部との混淆を避けようとする  
趣旨に外ならないのであります。又  
この規定は同時に新憲法及び國會議  
法の他の規定と相俟ちまして、間  
接ではありますけれども、國  
會及び議員の地位と權威というものを  
旧憲法時代よりも一層これを高め、且  
つその自覚を促すところの意味をも  
含んでおるものとも考えられるので  
あります。而して本條の解釈につきま  
しては先般政務官の任命に關しまし  
て、既に衆議院議員選挙法第十條にお  
きまして、國會議員は政務官に就任し  
てもいいという規定があるにも拘わり  
ませう、國會議法第三十九條の趣旨に照  
らして、参與官はこれを任命しないこ  
とになつたのであります。又政務次官  
につきましても、近い機会に法律を改  
正してまでもこれを廃止することにな  
つておるやに傳へられておるのであり  
ます。即ち國會議法第三十九條の立法の  
精神から考えましても、又只今申述べ  
ましたところの政務官任命に當りまし  
て示された本條の解釈に鑑みまし  
ても、國會議法第三十九條第二項の但書  
の規定といふものは、この例外規定  
は、ルーズに解釈したり、又は適用す  
べきものでは断じてないと思はれるもの  
であります。ところが本院におきまし  
ては、既に先般衆議院官任命諮問委員  
会委員、公職選挙法審査基準諮問委員  
会委員、中央農地委員会委員等に國會議  
員を當てることにつきまして、國會議  
法第三十九條第二項の規定によること

合は、この限りではない、といふこと  
を規定いたしておるのであります。而  
してこれらの規定を設けました理由  
は、三權分立の思想に基きまして、立  
法部と行政部との混淆を避けようとする  
趣旨に外ならないのであります。又  
この規定は同時に新憲法及び國會議  
法の他の規定と相俟ちまして、間  
接ではありますけれども、國  
會及び議員の地位と權威というものを  
旧憲法時代よりも一層これを高め、且  
つその自覚を促すところの意味をも  
含んでおるものとも考えられるので  
あります。而して本條の解釈につきま  
しては先般政務官の任命に關しまし  
て、既に衆議院議員選挙法第十條にお  
きまして、國會議員は政務官に就任し  
てもいいという規定があるにも拘わり  
ませう、國會議法第三十九條の趣旨に照  
らして、参與官はこれを任命しないこ  
とになつたのであります。又政務次官  
につきましても、近い機会に法律を改  
正してまでもこれを廃止することにな  
つておるやに傳へられておるのであり  
ます。即ち國會議法第三十九條の立法の  
精神から考えましても、又只今申述べ  
ましたところの政務官任命に當りまし  
て示された本條の解釈に鑑みまし  
ても、國會議法第三十九條第二項の但書  
の規定といふものは、この例外規定  
は、ルーズに解釈したり、又は適用す  
べきものでは断じてないと思はれるもの  
であります。ところが本院におきまし  
ては、既に先般衆議院官任命諮問委員  
会委員、公職選挙法審査基準諮問委員  
会委員、中央農地委員会委員等に國會議  
員を當てることにつきまして、國會議  
法第三十九條第二項の規定によること

官報号外 昭和二十二年七月二十九日

参議院會議録第十七号

議長の報告 議員の請假 委員兼任の件 國會議法第三十九條第二項の規定による國會の議決に関する件(行政調査部顧問)

の同意の議決をいたしておるのであります。この委員はその組織或いはその担当事項等から見まして、むしろ一般行政各部の外にあると見て言つてもいいくらいに独立性を持つてゐるものであります。又任命の手續から見ても、或る者は形式的には政府の任命といふことになつておるけれども、例へば小作農の代表者、或いは農業者、團体の代表者等のごとく、特殊の団体、業界、或いはグループ等の代表者として選出された者がたまたま国会議員であるというふうな場合でありまして、従つて先般本院において同意の議決をいたしましたものは、立法の精神から見ても、立法部と行政部の紛争を来すような虞れは少しもありません。又国会法第三十九條の精神に反してゐるところはないと考へられるのであります。然るに今回の案件は、その任命の手續から見ましても、單純なる政府の任命であるばかりでなく、又任命されました上は、行政調査部の一員といたしまして、行政機構及び公務員制度並びに行政運営の改革に関する調査研究及び立案に関するところの重要な職務に参画するものであります。殊に立案に参画することになりますれば、その成案が国会において審議されるに際しまして、関係議員は事實上拘束を免れないものと言わなければならぬと思つてあります。従ひまして、若し今回のような案件に對しまして国会が同意するということに相成りますならば、明らかに国会法第三十九條第二項の精神に反するのみならず、今後行政各部の委員、顧問、嘱託等につきまして政府から國

会の同意を求めて参りました場合に、これを拒絶するところの理由が全く立たぬことになつてしまつてゐるものであります。従つて全く国会法第三十九條第二項の規定を設けましたところの精神を没却することになるものと思つてあります。かくのごとき理由によりまして、議院運営委員会におきましては、全会一致を以ちまして本件には同意すべきものではないといふ旨を議長にお答えいたしました次第であります。尚この際念のために一言申上げておきたいのは、たゞ、今回政府から指名されましたところの特定の方々につきまして、この方々が行政調査部の顧問にならぬことが不適當であるとか、或いは不適任であるといふ意味では毛頭ありません。一般的に国会議員が行政調査部の顧問になることには同意いたしかねるという意味であります。甚だ簡單であります。以上申述べましたところによりまして、我々は本件には同意いたしかねるのであります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 他に御発言なければ討論は結局したものと認めます。この際念のために申上げます。これより採決に移ります。本院規則第三百三十六條及び第三百七十七條によりまして、採決に當りましては議長は先ず表決に付する問題を宣告いたします。次いで議長はその問題に對し賛成の諸君の起立を求めますから、不賛成の諸君は御着席のままにお願いいたします。これより表決の問題を宣告いたします。行政調査部の顧問に参議院議員松岡

駒吉君及び本院議員川上嘉市君を充てることについて國會の議決を得たいといふ内閣總理大臣からの申出でございますが、この内閣總理大臣の申出を容れることに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者なし〕  
○副議長(松本治一郎君) 起立ありません。よつて本件は否決されました。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 日程第二、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の委部を改正する法律案を議題といたします。先ず委員長より委員会の経過及び結果の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

審査報告書  
昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年七月二十四日  
商業委員長 一松 政二  
参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名  
高瀬莊太郎 大野木秀次郎  
波多野林一 中川 幸平  
松下松治郎 廣瀬與兵衛  
黒川 武雄 佐伯卯四郎  
島津 忠彦 油井賢太郎

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本年四月十四日に公布された昭和二十二年法律第五十四号は、その対象とする経済実体が、極めて複雑多岐であるので、目的達成のために、公正取引委員会という特別の行政機関を設けてゐるのであるが、その使命の重要性に鑑み、委員長に對しては特別の格式を與へ、その任免については天皇の詔証を必要とする所謂認証官にする必要がある。故にこのことを規定することの改正法律案は適切である。

二、事件の利害得失  
公正取引委員会の運営如何が我國國民經濟に與える影響は極めて重大である点に鑑み、委員長自体を一の官名とし、その任免については天皇の詔証を必要とすることに於て權威をもたせることは適當である。

三、費用  
公正取引委員会において認められた費用があるので、この改正法律案実施のために生ずる費用は別にない。

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付  
昭和二十二年七月十二日  
参議院議長 松岡 駒吉  
参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案  
昭和二十二年法律第五十四号の一、部を次のように改正する。  
第二十八條及び第三十一條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。  
第二十九條第一項中「委員七人」を「委員長及び委員六人」に、同條第二項及び第三項中「委員」を「委員長及び委員」に改め、同條中第二項の次に左の一項を加ふる。  
委員長は、天皇が、これを認証する。

第三十條第一項本文、第二項乃至第四項中「委員」を「委員長及び委員」に、同條第一項但書中「補欠委員」を「補欠の委員長及び委員」に改める。  
第三十二條中「委員」を「委員長及び委員」に改める。  
第三十三條第一項を削る。  
第三十四條中「そのうちの一人」について「一年、二人」については二年、一人については三年、二人については四年、一人については五年」を「そのうちの四人については各、一年、二年、三年又は五年とし、二人については四年」に改める。

附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。  
二松政二君登壇、拍手

○一松政二君 只今上程されました昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の商業委員会における審議の経過並びに結果を御報

告する。

告申上げます。

先守改正の趣旨につきまして、和出  
國務相から次のような提案理由の説明  
があつたのであります。昭和二十二年  
法律第五十四号は先きの第九十二議會  
の協賛を経て成立し、四月十四日公布  
せられた法律であります。この法律は  
御承知のように私的独占、不当な取引  
制限或いは不正な競争方法を禁止し  
て、事業の支配力が過度に集中するこ  
とを防ぎ、一切の事業活動に対する不  
当な拘束を排除することによりまして、  
公正にして自由な競争を促し、事業者  
の創意を發揮させ、事業活動を盛んに  
し、雇傭や國民所得の水準を高め、延  
いては一般消費者の利益を確保すると  
共に、國民經濟の健全にして民主的な  
發達を促すことを目的としたものであ  
りまして、我が國經濟の民主化を促す  
ための基本法であります。本法律の対  
象としたります經濟実態は、現実には  
極めて複雑多岐であり、これに伴い  
この法律の具体的な規定はおのずから  
抽象的且つ流動性に富んだものとなつ  
ております。従つて複雑多岐な經濟現  
象の中から、この法律の目的に反する  
不当な、不公正な乃至は不合理な事業  
活動上の拘束を取上げて、適当な措置  
を採るにつきましては、公正と慎重を  
期し得るよう、これを担当する機關に  
ついて特別の配慮を必要としますが、  
この法律でも、その目的を達成するた  
めに公正取引委員会という特別な行政  
機關を設け、委員長と六人の委員の合  
議制によつてその職務を担当すること  
になつております。この委員会は内閣  
總理大臣の所管に属するのであります  
が、その委員長と委員は身分を保障せ

られ、独立して職務を行うことになつ  
ておるのであります。尚委員長と委員  
は年齢が三十五才以上で、法律又は經  
濟に関する學識経験ある者の中から  
内閣總理大臣が衆議院の同意を得て  
任命するのであります。右に述べた  
たよりの委員会の性質からして、委  
員としては法律又は經濟に関する  
學識経験の外、高邁なる識見と十分  
な社会的信用とが要求せられるので  
ありまして、これがために委員の地  
位に對してそれ相當の格式を與えなけ  
ればならず、特に委員長に對しては特  
別の考慮を拂わねばならんと考へるの  
であります。即ち公正取引委員会の委  
員長は、その任免について天皇の詔証  
を必要とするいわゆる認証官とするの  
が適當であると認めます。そこで、現  
行の規定では委員長は委員の中から一  
人を内閣總理大臣が命ずることになつ  
ていたのを改めまして、委員長は委員  
とは別に委員長という官名のものと  
し、その任免について天皇の詔証を必  
要とすることにしたのであります。

以上の説明がありましてから質疑に  
入つたのであります。で、一委員が  
ら、この法律案の改正によつて追加予  
算を必要とするかどうか。費用の点は  
どうかという問に對しまして、政府は  
別にその必要はないという答弁があつ  
たのであります。で、もと／＼この改  
正案そのものは御承知のように、現行  
の法律に委員七名とあるのを分けまし  
て、委員長と委員六名とし、それから  
その委員長を天皇の認証官にするとい  
う極く單純な改正案であるのでありま  
して、他に質疑もありませんので、直  
ちに討論に移つたのであります。とこ

ろが一委員から、公正取引委員会の委  
員長を認証官とすることは權威を持た  
せる意味において賛成であるとの意見  
の陳述がありまして、直ちに採決に入  
つたのであります。採決の結果、全会  
一致原案通り可決すべきものと決定し  
ました。以上簡潔ではあります  
が、委員会の経過の大要を御報告申上  
げる次第であります。

尙この機会に、この改正法律案とは  
別でありませぬけれども、皆さんに御  
了承願いたいことがあるのでありま  
す。御承知の通り、この私的独占禁止  
及び公正取引の確保に関する法律とい  
うこの九十二議會を通つた法律案は、我  
が國においては全然初めてのものであ  
りまして、そうして我が國のように、  
國土は狹隘で、經濟事情も特殊な經濟  
状態を備へておる所は、アメリカのご  
とく高度に發達した、或いは市場の廣  
く、國の廣い、産業の各方面において  
集中せられたる所とは違ひまして、特  
殊な形態を備へており、特に敗戦後の  
惨憺な今日の有様になつておるのであ  
りまして、これを再建するために並  
並ならぬ努力の要することは皆さん御承  
知の通りであります。ところが、ここ  
に改めてこの五十四号の枠が入つてお  
るのであります。そうしてこれを運  
営するところの委員長並びに六人の委  
員は、今後の我が國の經濟界或いは國  
民生活、延いてはあらゆる生活の部面  
に絶大な影響のあるものでありまし  
て、この委員の任命につきましては、  
政府からも委員長を認証官にするとい  
うことは誠に結構なことは先程申上げ  
た通りであります。尙この委員  
の任命の方法につきまして、現行の法

律によりますると、第二十九條の第二  
項に、「委員は、年齢が三十五年以上  
で、法律又は經濟に関する學識経験の  
ある者のうちから、内閣總理大臣が衆  
議院の同意を得て、これを任命する。」  
と規定されておるのであります。この  
法律が出来たときには、御承知の通  
りまだ本院が成立していません。旧貴族  
院議員でこれは可決されたものであり  
まして、我々參議院議員としてはこの  
問題に初めて當面したわけでありま  
す。で、今日皆様はこの改正案を上  
程して御協賛を願つておりますので  
ありますけれども、この委員長及び  
六人の委員はもう既に十四日に任命済  
みになつておるのであります。そうし  
て二十日から現に活動に入つておるの  
でありまして、これは旧法律によりま  
して衆議院の同意を経て、衆議院はこ  
の十二日にこれを可決確定しております  
ので、現に施行されておるのであり  
ます。ただ認証官にすることのみが皆  
様の御協賛を要しなければならぬとい  
う一点に引掛つておるのであります。  
その人選その他につきましては、本院  
は何らそれに容喙する筋合になつてい  
ないものであります。けれども、今申上  
げましたように、今後の我が國の經濟  
生活或いは國民生活を擁護する上にお  
いて深甚の影響を與へる。特にいろ  
いろな同業者の間から、いろ／＼な訴  
えが出て來ることと思ひます。或いは  
その中にいろ／＼個人感情も入つて來  
ないとも限らない。いろ／＼な問題を  
想像されるのであります。この委員  
長及び六人の委員の方には、特に今後  
の運営について最大の注意と慎重なる  
考慮と、この実社会の人の人情の機微

をよく弁えた方にお願ひしたいと存す  
る次第でありまして、この委員の任命  
について、最高裁判所があれ程慎重な  
人選のやり方を取つておるのでありま  
すから、國民実生活に最も影響のある  
と思はれるこの委員長及び委員の任命に  
ついては、商業委員会としましてはこ  
れを特別の諮問委員会に諮つて、そ  
うして國會の同意を必要とする。衆議院  
のみならず、その人選に參議院の同意  
も要するといふふうに変更したいとい  
う意見が、全部の意向であつたのであ  
ります。但しこれは現行の法律の改正で  
あります。只今ここに上程してあり  
ますところの改正案とは全然別個の立  
場でありまして、これをできるなら同  
時にやらないか。同時にやつて貰  
たいという意向がありましたので、政  
府にその旨を申入れたのであります。  
ところが原案の提出當時には、國會の  
同意を要するといふことを政府の原案  
として出しておつたのであるが、アメ  
リカにおいてはこういう場合には上院  
がするから、日本においては今後の行  
き方としては衆議院だけに止めて置いた  
ら宜からうというので、そういうこと  
になつたという意向だといふことを傳  
えて貰つて、その結果においては同様な  
報告があり、且つ簡單には修正がやり  
にくいといふような意味の返事があり  
まして、そうしてこの案とは別個に取  
扱つて貰いたいといふことでもありま  
す。従ひましてこの案そのものは誠に  
尤もなものであります。我々が修  
正をしたいといふ意見とこれは別個に  
取扱うのが妥當であると考へましたの

をよよく弁えた方にお願ひしたいと存す  
る次第でありまして、この委員の任命  
について、最高裁判所があれ程慎重な  
人選のやり方を取つておるのでありま  
すから、國民実生活に最も影響のある  
と思はれるこの委員長及び委員の任命に  
ついては、商業委員会としましてはこ  
れを特別の諮問委員会に諮つて、そ  
うして國會の同意を必要とする。衆議院  
のみならず、その人選に參議院の同意  
も要するといふふうに変更したいとい  
う意見が、全部の意向であつたのであ  
ります。但しこれは現行の法律の改正で  
あります。只今ここに上程してあり  
ますところの改正案とは全然別個の立  
場でありまして、これをできるなら同  
時にやらないか。同時にやつて貰  
たいという意向がありましたので、政  
府にその旨を申入れたのであります。  
ところが原案の提出當時には、國會の  
同意を要するといふことを政府の原案  
として出しておつたのであるが、アメ  
リカにおいてはこういう場合には上院  
がするから、日本においては今後の行  
き方としては衆議院だけに止めて置いた  
ら宜からうというので、そういうこと  
になつたという意向だといふことを傳  
えて貰つて、その結果においては同様な  
報告があり、且つ簡單には修正がやり  
にくいといふような意味の返事があり  
まして、そうしてこの案とは別個に取  
扱つて貰いたいといふことでもありま  
す。従ひましてこの案そのものは誠に  
尤もなものであります。我々が修  
正をしたいといふ意見とこれは別個に  
取扱うのが妥當であると考へましたの

をよよく弁えた方にお願ひしたいと存す  
る次第でありまして、この委員の任命  
について、最高裁判所があれ程慎重な  
人選のやり方を取つておるのでありま  
すから、國民実生活に最も影響のある  
と思はれるこの委員長及び委員の任命に  
ついては、商業委員会としましてはこ  
れを特別の諮問委員会に諮つて、そ  
うして國會の同意を必要とする。衆議院  
のみならず、その人選に參議院の同意  
も要するといふふうに変更したいとい  
う意見が、全部の意向であつたのであ  
ります。但しこれは現行の法律の改正で  
あります。只今ここに上程してあり  
ますところの改正案とは全然別個の立  
場でありまして、これをできるなら同  
時にやらないか。同時にやつて貰  
たいという意向がありましたので、政  
府にその旨を申入れたのであります。  
ところが原案の提出當時には、國會の  
同意を要するといふことを政府の原案  
として出しておつたのであるが、アメ  
リカにおいてはこういう場合には上院  
がするから、日本においては今後の行  
き方としては衆議院だけに止めて置いた  
ら宜からうというので、そういうこと  
になつたという意向だといふことを傳  
えて貰つて、その結果においては同様な  
報告があり、且つ簡單には修正がやり  
にくいといふような意味の返事があり  
まして、そうしてこの案とは別個に取  
扱つて貰いたいといふことでもありま  
す。従ひましてこの案そのものは誠に  
尤もなものであります。我々が修  
正をしたいといふ意見とこれは別個に  
取扱うのが妥當であると考へましたの

で、他日これを修正したいという委員会の全会一致の希望があつたのであります。政府とさうな交渉をいたしましたために、二十四日に可決しておりましたこの改正案を漸く本日上程したような次第であります。さうな意味におきまして、この只今上程されております改正案は、先程申し上げました通りに、商業委員会においても全会一致を以て可決しておるのであります。今中上げました將來これを修正したいという意見は、これは皆様の御参考のために申上げる次第であります。右簡潔ではありまするが御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長の報告は可決報告であります。本案全部の問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕  
○副議長(松本治一郎君) 過半数起立、本案は可決されました。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会  
〔参 照〕  
七月二十五日議長において、左の通り議席を変更した。  
八一 矢野 西雄君  
八四 徳川 宗敬君  
出席者は左の通り。  
副議長 松本治一郎君  
議員

- |        |        |
|--------|--------|
| 中野 重治君 | 細川 嘉六君 |
| 西田 天香君 | 廣瀬與兵衛君 |
| 藤田 芳雄君 | 栗山 良夫君 |
| 佐々木良作君 | 西園寺公二君 |
| 星野 芳樹君 | 川上 嘉君  |
| 玉置吉之丞君 | 田村 文吉君 |
| 小林米三郎君 | 波多野林一君 |
| 高瀬兼太郎君 | 江熊 哲翁君 |
| 山下 義信君 | 宿谷 榮一君 |
| 岡本 愛祐君 | 高田 寛君  |
| 久松 定武君 | 島津 忠彦君 |
| 中川 以良君 | 小野 哲君  |
| 小川 久義君 | 青山 正一君 |
| 楠見 義男君 | 帆足 計君  |
| 藤井 丙午君 | 三好 始君  |
| 加賀 操君  | 市來 乙彦君 |
| 服部 敏一君 | 伊達源一郎君 |
| 來馬 琢道君 | 松村眞一郎君 |
| 姫井 伊介君 | 伊藤 保平君 |
| 小宮山常吉君 | 寺尾 博君  |
| 飯田精太郎君 | 小杉 椰子君 |
| 川上 嘉市君 | 藤野 繁雄君 |
| 赤木 正雄君 | 尾崎 行雄君 |
| 柏木 康治君 | 岡部 常君  |
| 岩男 仁藏君 | 穂積眞六郎君 |
| 早川 慎一君 | 北條 秀一君 |
| 徳川 宗敬君 | 小川 友三君 |
| 矢野 西雄君 | 宮城タマヨ君 |
| 河井 彌八君 | 下條 康麿君 |
| 東浦 庄治君 | 竹下 豊次君 |
| 駒井 藤平君 | 鈴木 憲一君 |
| 木下 辰雄君 | 高橋龍太郎君 |
| 佐藤 尙武君 | 山本 勇造君 |
| 野山 俊作君 | 田中耕太郎君 |
| 梶原 眞隆君 | 村上 義一君 |
| 中村 正雄君 | ゆニエ邦彦君 |
| 千葉 信君  | 内村 清次君 |
| 中平常太郎君 | 本村麟八郎君 |

- |         |        |
|---------|--------|
| 清水 武夫君  | 下條 恭兵君 |
| 山田 節男君  | 濱田 寅藏君 |
| 松下松治郎君  | 金子 洋文君 |
| 藤井 新一君  | 岡村文四郎君 |
| 佐伯那四郎君  | 木下 源吾君 |
| 堀内 到君   | 宇部 登君  |
| 井上なつゑ君  | 波多野 鼎君 |
| 原 虎一君   | 羽生 三七君 |
| 椎井 康雄君  | 岩本 月洲君 |
| 河野 正夫君  | 新谷寅三郎君 |
| 島 清君    | 島田 千壽君 |
| 吉川末次郎君  | 伊藤 修君  |
| 安部 定君   | 田中 信義君 |
| 谷口彌三郎君  | 植竹 春彦君 |
| 油井賢太郎君  | 石川 一衛君 |
| 小畑 哲夫君  | 小杉 榮安君 |
| 高橋 啓君   | 小林 勝馬君 |
| 木内キヤウ君  | 高良 とみ君 |
| 竹中 七郎君  | 藤森 眞治君 |
| 星 一君    | 水橋 藤作君 |
| 三木 治朗君  | 淺井 一郎君 |
| 大島 定吉君  | 伊東 隆治君 |
| 村尾 重雄君  | 岩崎正三郎君 |
| 齊 武雄君   | 岩木 哲夫君 |
| 佐々木鹿藏君  | 鬼丸 義齊君 |
| 岡田 宗司君  | 森下 政一君 |
| 小泉 秀吉君  | 塚本 重藏君 |
| 林屋龜次郎君  | 中井 光次君 |
| 木内 四郎君  | 櫻内 辰郎君 |
| 北村 一男君  | 西川 昌夫君 |
| 淺岡 信夫君  | 木下 盛雄君 |
| 堀 末治君   | 荒井 八郎君 |
| 大屋 晋三君  | 山田 佐一君 |
| 中山 壽彦君  | 黒田 英雄君 |
| 寺尾 豊君   | 草葉 隆圓君 |
| 石坂 豊一君  | 柴田 政次君 |
| 大野木秀次郎君 | 遠山 丙市君 |
| 小林 英三君  | 坂谷 順助君 |

- |             |        |
|-------------|--------|
| 松野 喜内君      | 黒川 武雄君 |
| 玉屋 喜章君      | 松嶋 喜作君 |
| 一松 政二君      | 大隅 憲二君 |
| 深水 六郎君      | 平岡 市三君 |
| 尾形六郎兵衛君     | 中川 幸平君 |
| 重宗 雄三君      | 西山 龜七君 |
| 木村三四郎君      | 大隅 信幸君 |
| 橋本萬右衛門君     | 小串 清一君 |
| 平沼彌太郎君      |        |
| 國務大臣        |        |
| 國務大臣 齋藤 隆夫君 |        |
| 國務大臣 和田 博雄君 |        |

- |               |  |
|---------------|--|
| 政府委員          |  |
| 經濟安定本部 佐多 忠隆君 |  |
| 財政金融局長        |  |

定價 一部 一四四十錢

發行所 東京新宿区市ヶ谷本村町  
電話 九段五三〇〇  
振替東京一九〇〇〇〇  
印刷 局